

別紙

## 平成 17 年 10 月 12 日の東京高等裁判所の決定を読んで

平成 17 年 10 月 28 日

最高裁判所 御中

金 川 貴 博



私は、微生物を専門とする研究者で、(独)産業技術総合研究所 生物機能工学研究部門 に勤務しております。また、昨年までは、東京工業大学教授も併任しておりました。私は、この遺伝子組換えイネの野外栽培が、危険な耐性菌の出現と、出現した耐性菌の外部への流出という大変な問題を引き起こすおそれがあることを指摘するため、第一審に陳述書を提出し、抗告審にも意見書を提出しました。

裁判官は、債権者と債務者の両方の意見を聞いて、どちらに理があるかを判断するものと信じておりましたが、この決定には非常に失望させられました。国の機関に準じる立場にある独立行政法人の行うことに反対する輩の意見など、最初から聞く気はないと言わんばかりの決定で、債権者の意見をまともに読んだのかどうか、疑問に思います。たとえ債務者の言い分に重点を置いて判断するにしても、もう少し合理的な説明がなされるものと予想しておりましたが、最低限の期待も裏切られてしまいました。

また、裁判官は論理的に判断を下すのだと信じておりましたが、この点も裏切られました。

抗告審の決定は、「疎明によれば、本件 GM イネによって生産されるディフェンシンがその体外に流出する可能性は低く、仮にディフェンシンが外部に大量に流出しても、耐性菌の出現する可能性も低いことが認められる」としています。ここで、ディフェンシン耐性菌の危険性に鑑みれば、たとえ「耐性菌の出現する可能性」が低いとしても、出現の可能性が認められるからには、これを漏出させない処置を命じるのが筋であり、却下では論理が一貫しません。また、抗告審は、イネの承認申請書について「コマツナ由来と書くべきところを、カラシナ由来と記載して」と認定しています。それなら、債務者が、カラシナ由来の遺伝子を導入したと主張している本 GM イネは、栽培の承認を受けていないことになり、野外栽培は法律違反ですが、「承認手続に重大な瑕疵があるとは評価できない」として、明らかに判断を誤っています。

このような抗告審の決定は、裁判所の信頼性を著しく傷つけるものだと思います。